

弁護団声明

令和7年（2025年）10月31日

スルガ銀行不正融資被害弁護団

（略称：S I 被害弁護団）

団長弁護士 河 合 弘 之

団長弁護士 山 口 廣

副団長弁護士 谷 合 周 三

副団長弁護士 紀 藤 正 樹

副団長弁護士 松 尾 慎 佑

事務局長弁護士 五 十 嵐 潤

本日10月31日、静岡地裁において、スルガ銀行株式会社（以下「スルガ銀行」という。）が旧役員らを訴えた損害賠償請求訴訟の判決が言い渡された。

その内容は、2018年9月に公表された第三者委員会調査報告書以上にスルガ銀行不正融資事件の内実をえぐり出すものである。スルガ銀行が顧客債務者の保護など全く顧みずに利益至上主義に走り、過酷なノルマを課し、行員は見て見ぬふりをするどころか文書偽造に加担する者まであった。被告の旧役員らは（一部の被告がその責任を認められなかったものの）それを知りつつ監視監督義務を怠り、また、内部統制システム構築運用義務違反を繰り返した責任を認定されたものである。

本日の判決は旧役員らのスルガ銀行に対する責任を認定したものであるが、上記内容に照らせば、それはスルガ銀行の顧客債務者に対する不法行為の基礎事実を認定したに等しい内容である。

当弁護団は2021年5月に被害者同盟とともに立ち上がり、同年8月からスルガ銀行との交渉を継続してきており、また2022年2月からは東京地裁調停委員会を挟んで本件の全面解決に向けて活動してきた。ところが、スルガ銀行は上記の実態があるにもかかわらずそれを直視することなく、行内の情報を秘匿し続けて公正妥当な解決を拒み続けている。

本日の判決を受け、当弁護団はスルガ銀行に対し、改めて、本件の全面解決を求める。

以上